

令和4年2月4日

保護者の皆様

廿日市市教育委員会  
教育長 生田 徳廉  
廿日市市立四季が丘小学校  
校長 倉本 樹

新型コロナウイルス感染症が確認された場合の  
対応の変更について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、本校の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご理解いただき、ありがとうございます。

先日、広島県におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、保健所業務の見直しが行われ、積極的疫学調査の重点化が図られることになりました。

また、文部科学省からも学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて、学級閉鎖等の期間の目安を5日程度とするなど、オミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項が示されました。

これらのことを受け、市教育委員会は広島県西部保健所と学校医代表と連携し、今後の対応について別紙のとおり整理しました。

学校におきましては、お子様の健康・安全に配慮し、学校教育活動を継続するよう、引き続き感染防止対策の徹底を図って参りますので、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今後も変異株の感染拡大については予測がつかない状況にあります。それにとともに、様々な対応の変更が生じることも考えられますので、引き続き、学校からの情報に留意してください。

## ○ 濃厚接触者への対応

状況	これまでの対応	今後の対応
同居家族の陽性が判明	①保健所が濃厚接触者を特定。 ②保健所から当該家族へ連絡。 ③濃厚接触者は、保健所の受診調整により <b>PCR 検査</b> 。 ④濃厚接触者は、陽性者との最終接触日の翌日から起算して <b>10日間自宅待機</b> 。11日目解除。	①②左に同じ。 ③濃厚接触者(有症状)は、保健所の受診調整により <b>PCR 検査</b> 。 濃厚接触者(無症状)は、自宅待機中に発症した場合のみ保健所の受診調整により <b>PCR 検査</b> 。 ④濃厚接触者は、 <b>7日間自宅待機*</b> 。8日目解除。
学校で陽性者を把握	①学校が接触者リストを作成し保健所へ提出。 ②保健所が濃厚接触者を特定。 ③濃厚接触者には、保健所から自宅待機要請。	①学級閉鎖等の措置の場合のみ、学校が接触者リストを作成し保健所へ提出。 ②左に同じ。 ③濃厚接触者には、 <b>学校が</b> 自宅待機と発症時の受診依頼を連絡。

※ 待機期間は、陽性者発症日（無症状の場合は検体採取日）又は、陽性者発症等により住居内で保健所が示す感染対策を講じた日のいずれか遅い日の翌日からの7日間とする。

## ○ 学校の学級閉鎖等の範囲や条件について

学級閉鎖	クラス内で <b>3日以内</b> に、 <b>2名以上の感染経路不明の陽性者が判明</b> し、学級内で感染が広がっている可能性が高いと判断した日の翌日から <b>原則5日間</b> 、 <b>学級閉鎖</b> を行う。
学年閉鎖	<b>複数の学級を閉鎖</b> するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高いと判断した日の翌日から <b>原則5日間</b> 、 <b>学年閉鎖</b> を行う。
臨時休業	<b>複数の学年を閉鎖</b> するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した日の翌日から <b>原則5日間</b> 、 <b>臨時休業</b> を行う。

※ 学級閉鎖等の期間（原則5日間）は、接触者を対象としたPCR検査の実施等により、早期に当該学級等の児童生徒の感染状況が把握できる場合は、期間を短縮し、陰性者の登校を再開する。

## ○ 接触者の考え方

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等  
(感染者と同一の学級の児童生徒等)
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等  
(感染者と同一の部活動に所属する生徒等)
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」から抜粋

## ○ 濃厚接触者の考え方

感染者の**感染可能期間**（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下のいずれかに該当する児童生徒等及び教職員とする。

- ・感染者と同居又は長時間の接触があった者
- ・感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接接触した可能性の高い者(1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある)
- ・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なし(※)で、感染者と**15分以上の接触があった者** (例えば、感染者と会話していた者)

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」から抜粋